

牧之原市津波避難計画



令和2年12月
牧之原市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災では、死者・行方不明者合わせて約 2 万人という甚大な被害をもたらした。

こうした状況を踏まえ、内閣府に設置されている有識者会議である南海トラフ巨大地震モデル検討会では、平成 24 年 8 月 29 日に、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等」として、さらに静岡県では、平成 25 年 6 月 27 日に、「静岡県第 4 次地震被害想定」として、現時点における科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大級の地震・津波による被害想定が発表された。

牧之原市は、15Kmの海岸線に多くの住民が居住し、中でも相良、榛原地区の市街地に人口が集中している状況となっている。

本市の被害想定は、最大震度 7、最大津波高 14m、津波浸水域 10.8 k m²と想定され、死者数は、14,000 人で、この内津波による死者数は 13,000 人となっている。

東日本大震災における甚大な被害を二度と繰り返すことがないように、津波から市民のいのちを守ること。地震に対する被害軽減対策は最重要課題となっている。

本市では、「静岡県第 4 次地震被害想定」に基づき、津波避難計画を策定した。

市民のいのちを守るためには、いかに早く確実に避難を実施できるかが重要であり、強い揺れを感じたら、すぐに住民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるよう、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、避難勧告や指示の発令及び伝達等について、「牧之原市津波避難計画」に定めるものである。

目 次

第一章 総則

1	津波避難計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の修正	1
4	用語の意味	1

第二章 避難計画

	地区設定の考え方	2
1	津波避難対象地域	2
(1)	津波避難対象地域の指定	2
(2)	津波避難可能地域の指定	3
(3)	津波避難困難地域の指定	3
2	津波避難施設	3
(1)	既存の津波避難場所	3
1)	市指定避難ビルの指定	3
(2)	津波避難施設の整備	5
1)	市指定避難施設の整備	5
2)	市指定避難路・避難地の整備	5
(3)	津波対応避難所の指定	5
1)	市指定津波対応避難所	5
3	津波浸水深及び津波到達予想時間	7
4	避難路・避難経路	7
5	避難方法	7
	津波避難のイメージ	7
	津波に対する心得	8

第三章 初動体制

1	災害配備基準	9
2	職員の連絡	10
3	避難情報の種類と住民に求める行動	10
4	避難勧告等の発令区分	10
(1)	避難準備・高齢者等避難開始	10
(2)	避難勧告	10
(3)	避難指示(緊急)	11
(4)	避難勧告・指示の解除	11
5	避難誘導等に従事する者の安全性の確保	11

6	津波情報等の収集・伝達	11
(1)	津波警報等の種類及び内容	11
(2)	解説、発表される津波の高さ等	12
1)	津波警報・津波注意報	12
2)	津波予報・津波予報の解説	12
(3)	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	12
(4)	津波注意報、警報及び津波情報の伝達系統図	13
7	津波避難情報の伝達方法	14
(1)	津波避難情報の伝達先、伝達方法	14

第四章 災害時要配慮者への避難支援

1	災害時要配慮者への伝達方法	16
2	災害時要配慮者への援助	16
(1)	津波浸水区域における避難支援	17

第五章 観光客、海岸利用者等の避難対策

1	観光客、海岸利用者等の避難対策防災教育	17
2	津波注意喚起の方法津波避難訓練の実施	17

第六章 津波に対する啓発及び訓練の実施

1	防災教育	17
2	津波避難訓練の実施	17
3	津波ハザードマップ及び防災冊子	18

添付資料 別紙一覧

別紙1	津波浸水想定区域図	20
別紙2	市指定一時避難施設の整備計画	21
別紙3	市指定一時避難地・避難路の整備計画	22
別紙4	最大浸水深と津波到達時間分析結果図	23

第一章 総則

1 津波避難計画の目的

津波避難については、住民一人ひとりの率先避難、地域ぐるみによる避難が基本であり、事前の備えと実践的な訓練を積み重ねることが重要である。

本計画では、東海・東南海・南海地震等、巨大地震による津波が発生した場合に備え、市民の生命、身体の安全を確保するために、円滑かつ適切な避難を行うことを目的として本計画を定めるものとする。

2 計画の位置付け

本計画では、現時点で考えうる最大クラスの地震・津波を想定し、静岡県第4次地震被害想定レベル2（以下「第4次地震被害想定」という）に対応した地域住民の避難行動を示すものとする。

さらに、津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間などが大きく異なるものであることを十分に認識し、人的被害を軽減するためには、「すぐに安全な高いところへ避難する」という行動原則の周知徹底を図り、いざ津波が襲来した場合、行政と住民が、共に迅速かつ的確に行動ができるよう本計画において定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、今後、国や静岡県が発表する被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものとする。

4 用語の意味

(1) 津波浸水域

平成25年6月に静岡県第4次地震被害想定最大のクラスの地震レベル2の津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 津波避難対象地域

対象とする津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水域とする。

(3) 津波避難困難地域

津波到達時間までに津波避難対象地域の外に避難することが困難な地域とする。

(4) 津波避難施設

津波からいのちを守るための施設で、津波避難ビル、津波避難タワー、いのち山で市が指定するものをいう。

(5) 避難路

津波浸水域外の安全な避難場所に避難するための主要な経路で、市が指定するものを幹線避難路という。

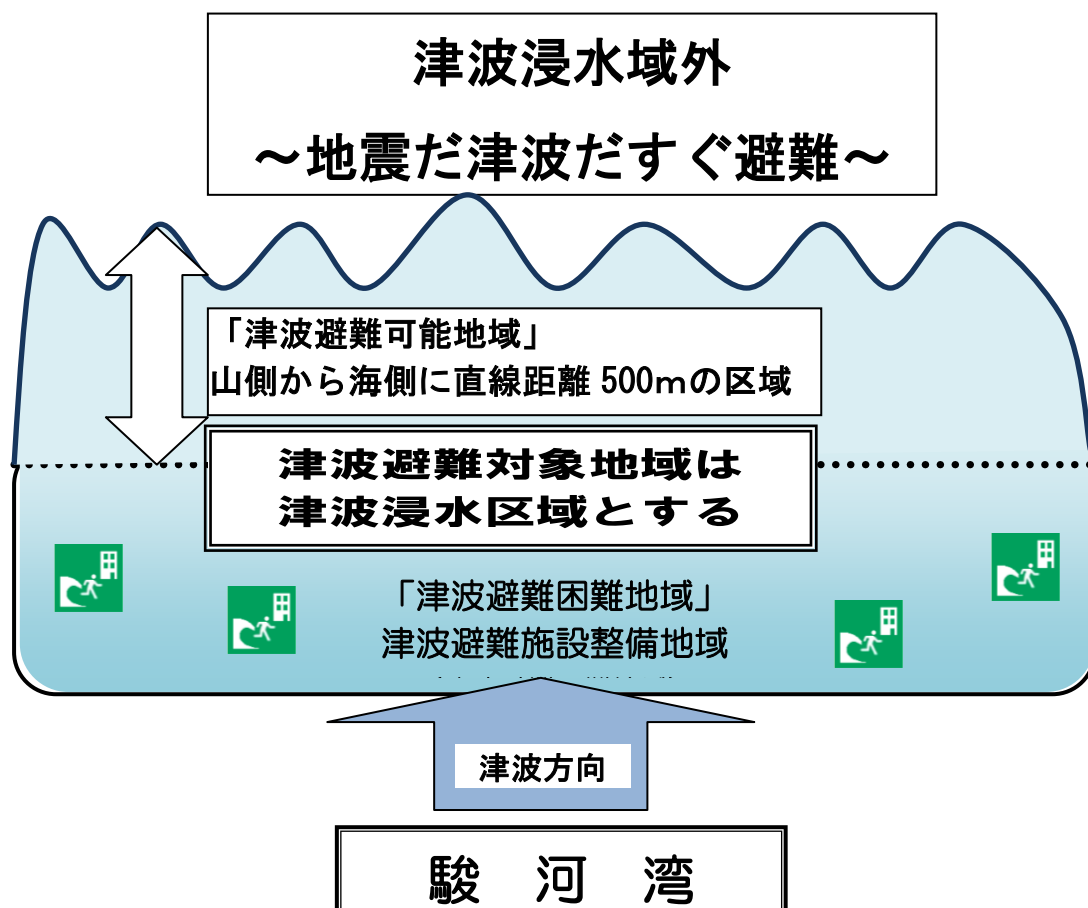
(6) 津波対応避難所

津波の危険から避難するため、津波浸水域外に定める場所をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食糧、毛布等が整備されている場所をいう。

第二章 避難計画

本計画では、住民が、適切かつ迅速な避難方法を検討するに当たり参考となるよう第4次地震被害想定での津波の浸水域や到達予想時間、避難方法の目安を示すものとする。

【地区設定の考え方】



1 津波避難対象地域（別紙1参照）

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に津波による被害が予想されるため、避難勧告等を発令する際に特に避難の対象となる地域であり、第4次地震被害想定での津波浸水域を別紙1のとおりとする。本地域の住民は、高台や津波浸水想定区域外など、安全な避難場所へ避難することとする。

（1）津波避難対象地区の指定

第4次地震被害想定の結果に基づき、住民のいのちを守るため、津波浸水域を「津波避難対象地域」に指定する。津波浸水域の住民は、地震が発生したら、直ちに避難行動を開始することとする。

(2) 津波避難可能地域の指定

第4次地震被害想定に基づき、津波浸水域の津波到達地点から海側に向かって直線距離500mの地域を「津波避難可能地域」に指定する。この地域の住民等は、地震が発生したら、直ちに津波浸水域外の高台や避難地へ避難することとする。

(3) 津波避難困難地域の指定

第4次地震被害想定に基づき、徒歩で津波浸水域外へ避難することが困難な地域を津波避難困難地域として設定する。津波避難困難地域は、津波浸水域から津波避難可能地域を除く地域を「津波避難困難地域」に指定する。

この地域の住民等は、地震が発生したら津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、いのち山）等へ避難する。

津波避難困難地域の住民は、地震が発生したら、ただちに避難行動を開始し、市が整備した津波避難施設や避難地へ避難する。

表1 津波避難対象地区 自治会別の避難人口一覧表 人口：平成24年9月1日現在

自治会名	大字	津波避難可能地域人数	避難路系困難地域	タワー系困難地域	自治会名	大字	津波避難可能地域人数	避難路系困難地域	タワー系困難地域
細江区	細江	2,979	0	405	波津区	波津	637	1,192	454
静波区	静波	3,229	0	2,271		波津1丁目	79	0	0
川崎区	道場	268	0	0		波津2丁目	53	0	0
	勝俣	640	0	0		汐見台	172	0	0
片浜区	片浜	393	796	0	須々木区	須々木	24	1,235	0
大江区	大江	62	416	411	落居区	落居	0	557	0
大沢区	大沢	1,227	0	0	地頭方区	地頭方	0	794	0
相良区	相良	125	0	891		地頭方1丁目	0	22	0
福岡区	福岡	0	0	539	新庄区	新庄	0	566	0
					遠渡区	新庄	0	383	0
						合計	9,888	5,961	4,971

*津波想定浸水区域人口=20,820人

*津波避難可能地域人口=9,888人

*津波避難困難地域人口=10,932人

内訳：避難路系避難困難人口=5,961人、タワー系避難困難人口=4,971人
 避難路計困難地域面積=306ha、タワー系避難困難面積=200ha

2 津波避難施設

(1) 既存の津波避難場所

1) 市指定避難ビルの指定

津波からいのちを守るためには、安全な高台に避難することを大原則とする。

市指定避難ビルについては、第4次地震被害想定地震・津波を対象とするもので、津波浸水域内の建物で表2の条件を満たす建物を避難ビルとして指定する。

表2 市指定津波避難ビルの要件

項目	指定要件
位置	第4次想定 津波想定浸水区域内に位置すること。
構造	RC または SRC であること。また、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法を定める件、平成23年国土交通省告示1318号」で定める必要な基準に適合するものであること。
避難地の高さ	津波避難ビルの高さは、想定浸水深1m以上は2階建て以上、2m以上は3階建以上 3m以上は4階建以上の条件を満足すること。 津波から避難者を屋上に受け入れる外付け階段を有する津波避難施設は、想定津波の基準水位に対して余裕高さ3m以上であること。

表3 市指定津波避難ビル一覧表

(平成30年3月現在)

	所在地	施設名称	m 津波高 地盤高	上段 海拔m 下段 収容面積㎡								構造
				3階	4階	5階	6階	7階	8階	屋上	合計	
1	静波 447-1	牧之原市役所 (榛原庁舎)	5.0	11.7	15.5	19.3	23.2	27.0	30.8		㎡	RC造
			3.5	691	853	747	786	142	115	3334		
2	相良 275	牧之原市役所 (相良庁舎)	5.6	12.7	16.5	20.3					㎡	RC造
			3.5	1137	1137	80				2354		
3	細江 6664-3	清掃センター さんあーる	5.4	-	19.0						㎡	SRC造
			2.0	-	760					760		
4	静波 447-1	榛原文化センター	5.0	12.2							㎡	RC造
			3.8	443						443		
5	静波 850	県立榛原高等学校 第1棟	5.0	11.9	15.7						㎡	RC造
		3.9	937	937					2354			
		県立榛原高等学校 第2棟	5.0	11.9	15.7						㎡	RC造
		3.9	669	669					1338			
6	波津 1700-3	県立相良高等学校 南館	6.6	13.2	17.2	21.1					㎡	RC造
		4.6	982	882	850				2714			
		県立相良高等学校 北館	6.6	13.2	17.2	21.1				㎡		
		4.6	852	852	852				2556	RC造		
		県立相良高等学校 商業棟	6.6	13.2						㎡	RC造	
		4.6	436					436				
7	相良 283	相良中学校管理 特別教室棟	5.7	11.4	15.0						㎡	RC造
		3.5	665	593					1258			
		相良中学校 教室棟	5.7	11.4	15.0					㎡	RC造	
		3.5	567	567				1134				
8	静波 1001-1	川崎小学校 C棟	5.1	11.6	15.4						㎡	RC造
			3.5	456	456					912		
9	片浜 1210	旧片浜小学校 管理棟	11.9							17.7	㎡	RC造
			6.0							368	368	

10	波 津 1642	相良小学校 C棟	5.8 3.9	11.5 619	15.1 619						m ² 1238	RC 造
11	静 波 2130-5	静波コミュニティ防災 センター	7.1 3.0							14.8 268	m ² 268	RC 造
12	相 良 58-1	相良コミュニティ防災 センター	7.0 4.7							12.0 151	m ² 151	RC 造
13	波 津 691-2	牧之原市防災研 修センター	7.8 5.1	13.5 339						17.3 311	m ² 650	RC 造

(2) 津波避難施設の整備

1) 市指定避難施設の整備 (別紙2参照)

第4次地震被害想定での津波避難困難地域の内、安全な避難施設に逃げる事ができない住民 4,971 人を対象に別紙2のとおり津波避難施設 12 箇所(避難ビル1箇所、津波避難タワー9箇所、いのち山2箇所)を整備する。平成30年度に完了した。

2) 市指定避難路・避難地の整備 (別紙3参照)

第4次地震被害想定での津波浸水域の内、背後地に山がある片浜区、大江区、波津区、須々木区、落居区、地頭方区、新庄区、遠渡区には、津波の危険から避難するための避難路 20 箇所(階段、スロープ構造)を別紙3のとおり整備する。令和元年度に整備は完了した。

(3) 津波対応避難所の指定

1) 市指定津波対応避難所

第4次地震被害想定に対応した、津波浸水域の外に市が定める避難所で、非常食料、保存水、毛布、簡易トイレ等が整備されており、ある程度の期間にわたって避難が可能な場所とする。

原則として避難所は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を対象とするが、状況により屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。

表4-1 第4次地震被害想定 市指定避難ビル・津波対応避難所一覧表

避難対象地域		市指定避難ビル、タワー等		市指定津波対応避難所		
		施設名	収容人数	施設名	収容人数	
榛原地区	静波川崎	牧之原市役所榛原庁舎	1,667人	坂部保育園	49人	
		榛原文化センター	221人	坂部小学校	327人	
		県立榛原高等学校	1,846人	勝間田保育園	19人	
		川崎小学校	456人	勝間田小学校	526人	
		静波コミュニティ防災センター	536人	勝間田会館	83人	
		Bブロック津波避難タワー	892人	牧之原コミュニティセンター	93人	
		Fブロック津波避難タワー	380人	川崎コミュニティ防災センター	85人	
		Gブロック津波避難タワー	200人	榛原中学校	910人	
		Eブロック津波避難タワー	245人	細江保育園	38人	
		Hブロック津波避難タワー	244人	細江コミュニティセンター	190人	
	Aブロック津波避難タワー	310人	細江小学校	713人		
	細江	清掃センターさんあーる	300人			
		Iブロック津波避難タワー	405人			
相良地区	片浜	旧片浜小学校	736人	菅山小学校	464人	
				菅山農業就業改善センター	66人	
	大江大沢相良福岡津須々木落居地頭方新庄		大江地区防災公園	411人	菅山保育園	6人
			金刀比羅山防災公園	581人	あおぞら保育園	26人
			牧之原市役所相良庁舎	1,177人	萩間保育園	11人
			県立相良高等学校	2,853人	萩間小学校	237人
			相良小学校	368人	牧之原保育園	22人
			相良中学校	567人	牧之原小学校	430人
			相良コミュニティ防災センター	302人	牧之原中学校	389人
			牧之原市防災研修センター	521人	地頭方幼稚園	18人
			Kブロック津波避難タワー	548人	地頭方保育園	13人
			Lブロック津波避難タワー	234人	豊岡公民館	50人
					豊通物流(株)	50人
					地頭方公民館	92人
合計		24箇所	16,000人	25箇所	4,907人	

※ 市指定津波対応避難所は、第4次地震被害想定での津波浸水域外の堅牢な建物をいう。

一人当たりの床面積は、3.0/m²とする。

※ 避難地及び市指定津波対応避難所については、施設が位置する地区に対応するよう記載したものであるが、災害時に有効な避難活動が行えるよう、地域間の連携を図るものとする。

3 津波浸水深及び津波到達予想時間（別紙4参照）

各地域の津波の浸水深及び津波到達予想時間は、別紙4「最大浸水深と到達時間分析結果図」を参考とし、より迅速な避難を心掛ける。

なお、第1波が最大とは限らず、場所によって、第2波、第3波の津波高が高い場合があり、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。

4 避難路・避難経路

避難路とは、避難者が避難施設（市指定避難ビル、市指定避難施設）及び市指定避難地まで安全に最も短時間で到達できる経路で、本市の主要道路を対象に指定する。

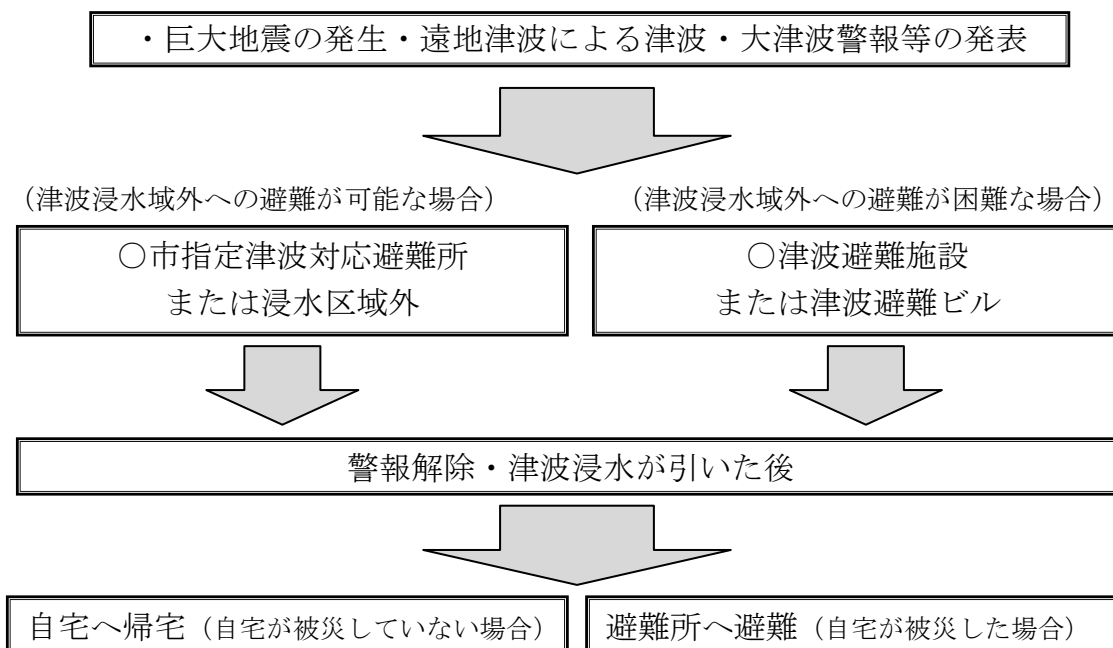
避難経路とは、住民（自主防災会）が設定するものをいい、避難施設又市指定避難地にいたる全ての道路を対象とする。

5 避難方法

地震・津波発生時には、地震の揺れや液状化などによる家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、交通渋滞の発生などが想定され、自動車では円滑な避難ができない可能性が高いことから、徒歩及び車いすでの避難を原則とする。

ただし、牧之原市災害時要援護者避難支援計画に登録されている要援護者の中で、避難タワー等に避難する要援護者及び支援者を対象に自動車の利用はやむを得ないと考える。

【津波避難のイメージ】



【津波に対する心得】

震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れを感じたらすぐ避難」を徹底しましょう。

原則 1 【避難は徒歩】

東日本大震災において、地震直後に自動車避難した人が続出して道路が渋滞し、自動車ごと津波にのみこまれて命を落としてしまった人が多かったため、避難の方法は徒歩を原則とする。

ただし、避難は原則として徒歩とするが、海に面した地域は津波到達時間が5分程度と予測されており、牧之原市災害時要援護者避難支援計画に登録されている要援護者及び支援者を対象に自動車の利用はやむを得ないものとする。

原則 2 【揺れがおさまったら、すぐ避難】

当市は震源域が近いことから、揺れがおさまってからわずか数分で津波が到達するため、揺れがおさまったら直ちに避難する。

原則 3 【できるだけ、高いところへ避難】

できるだけ高い場所へ避難する。

平常時から津波避難訓練に参加し、市指定津波避難ビルや避難タワー等までの避難経路を確認しておきましょう。

原則 4 【第 2 波、第 3 波に注意】

津波は海岸や海底の地形によって複雑な動きをし、地形によっては第 1 波よりも第 2 波や第 3 波のほうが高くなることもある。津波警報や津波注意報が解除されるまでは警戒し、安易に自分で判断しない。

原則 5 【小さな揺れにも注意】

揺れが小さくても、津波が小さいとは限らない。

揺れがあったら自ら進んで正確な情報を収集する。

第三章 初動体制

1 災害配備基準

津波注意報や津波警報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の動員体制は、次表のとおりとする。なお、それぞれの配備における人員配置については、別に定める水防対策体制表を準用する。

地震災害対策にかかるとる職員動員体制

(令和2年4月1日改訂)

情報発表等条件	職員動員体制	実施事項
市内震度観測点で 震度4 の地震を観測し、気象庁が発表	防災監、防災課長 総括班	・情報収集 ・各部各班へ情報共有
市内震度観測点で 震度5弱以上 の地震を観測し、気象庁が発表	全職員	・災害対策本部の設置 ・状況に応じた災害対策に万全を期する体制
※相良庁舎参集職員は、大津波警報発表の場合、牧之原消防署へ参集。相良庁舎の安全が確認された後、同庁舎へ移動する。		

津波情報に伴う職員動員体制

(令和2年4月1日改訂)

情報発表等条件	職員動員体制	実施事項
津波注意報 の発表 (津波の高さ：1 m)	防災監、防災課長 総括班 建設班 農林水産班 商工観光班	・広報（市民への呼びかけ） ・情報収集 ・各部各班へ情報共有 ・陸閘、水門の閉鎖
津波警報 の発表 (津波の高さ：1 m超～3 m)	本部長、副本部長 本部員 総括班 情報班 広報班 建設班 農林水産班 商工観光班 避難所対策班 学校施設等・避難所対策班 地区担当班（津波浸水区域のみ）	・広報（市民への呼びかけ） ・情報収集 ・避難所開設準備
大津波警報 の発表 (津波の高さ：3 m超)	全職員	・広報（市民への呼びかけ） ・情報収集 ・避難所開設 ・状況に応じた災害対策に万全を期する体制
<p>※市長判断により、災害状況に応じた職員動員体制に変更することがある。</p> <p>※自分の身の安全を最優先とし、参集の際には、細心の注意を払うこと。</p> <p>※相良庁舎参集職員は、大津波警報発表の場合、牧之原消防署へ参集。相良庁舎の安全が確認された後、同庁舎へ移動する。</p>		

2 職員の連絡

職員の動員は、前述の各災害対策別の職員動員体制基準により、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する。

3 避難情報の種類と住民に求める行動

避難情報の種類と住民に求める行動は次表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
注意喚起 高齢者等 避難開始 (警戒レベル3)	①具体的な規模は不明であるが、津波の到来が予測される場合 ②遠地津波の情報により、津波到達時間に余裕のある場合で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①海岸利用者は直ちに、海岸から離れる。海岸、河口部に近づかない。 ②要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） ③上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告 (警戒レベル4)	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、直ちに避難行動を開始
避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまが無い場合は生命を守る最低限の行動をとる

4 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は以下のとおりとする。(牧之原市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを参照)

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

災害の可能性がある場合で、法的根拠はないが、要援護者の生命を守るため、すぐ避難ができるように準備を行うものである。

(2) 避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。災害対策基本法第60条の規程に基づき、市長が行う。

(3) 避難指示(緊急)

災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強く市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。災害対策基本法第60条の規定に基づき、市長が行う。

(4) 避難勧告・避難指示(緊急)の解除基準

避難勧告・避難指示(緊急)の基準は、気象庁本庁(静岡地方気象台)から津波注意報又は津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生の恐れがないと判断された時点とする。

5 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

避難誘導に従事する者の安全確保を最優先とし、自らのいのちを守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行う。

6 津波情報等の収集・伝達

気象庁本庁(静岡地方気象台)は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次津波予報、津波注意報、津波警報等の津波情報を発表する。

(1) 津波警報等の種類及び内容

・ **大津波警報(特別警報)**：高いところで3メートルを超える津波が予想される場合に発表。

- ・ 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・ 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表。
- ・ 津波予報：津波の心配がない場合や若干の海面変動が予想されるが災害のおそれがない場合に発表。

(2) 解説、発表される津波の高さ等

1) 津波警報・津波注意報

津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類	分類	取るべき行動	発表する津波の高さ	
			数値表現	定性的表現
注意報	津波注意報	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	20cm以上 ～ 1m	(表記しない)
警報	津波警報	津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	1m超～3m	高い
	大津波警報 (特別警報)	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m超	巨大

2) 津波予報・津波予報の解説

	解説
津波予報	<津波が予想されないとき> 津波の心配がない旨を発表。(地震の情報等に含めて発表)
	<海面変動が予想されたとき> 高いところでも0.2m未滿の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報に含めて発表)
	<津波注意報解除後も海面変動が継続するとき> 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報に含めて発表)

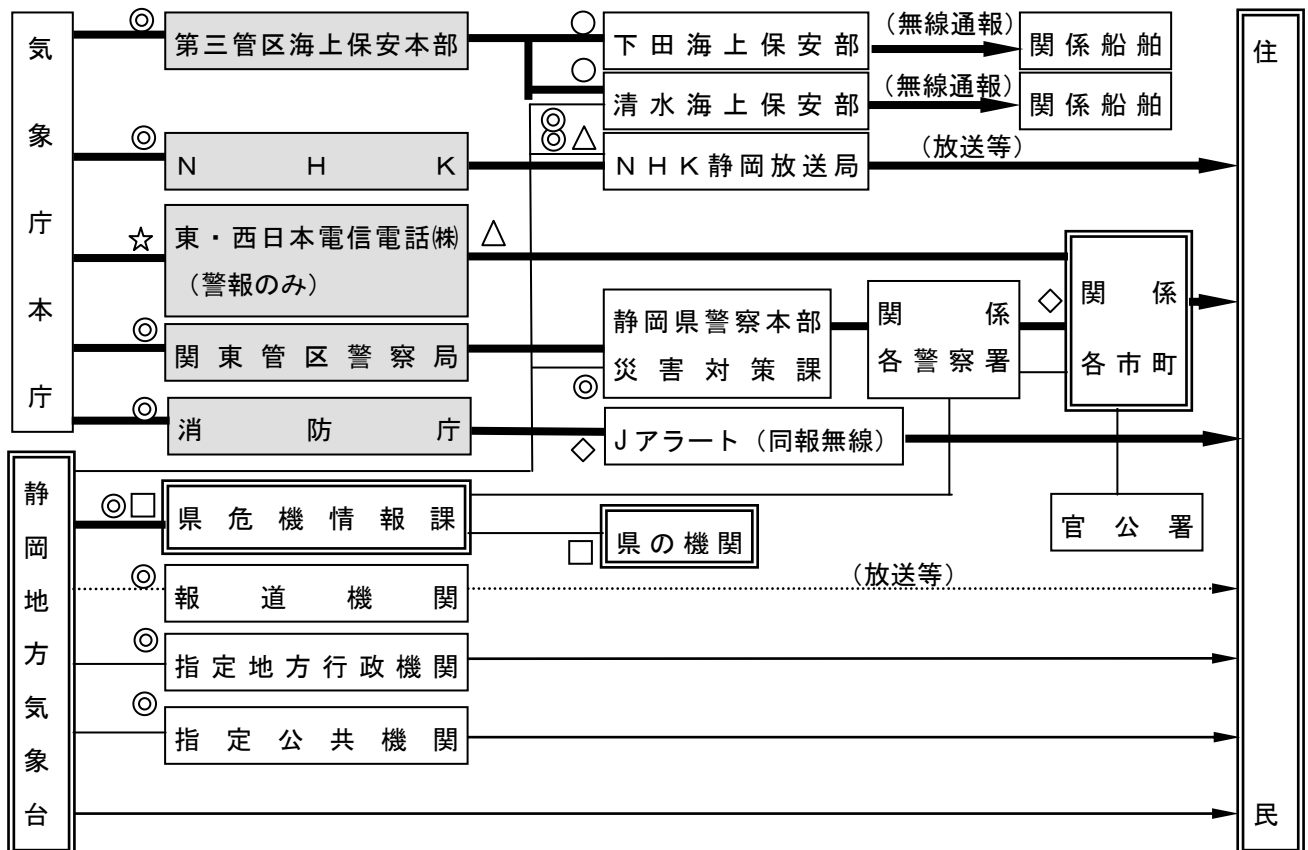
(3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

緊急地震速報や武力攻撃に関する有事情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報が国から人工衛星を介して送信され、これを市が受信し、防災行政無線(同報系)を自動的に起動することにより、住民へ24時間体制で緊急情報を伝達するシステムである。

■ 緊急情報が放送されるまで（流れ）

- ① 内閣官房や気象庁が緊急事態の発生を把握
- ② 緊急事態を消防庁へ情報伝達
- ③ 消防庁が通信衛星を經由して緊急情報を全国に配信
- ④ 防災行政無線（同報系）が自動的に起動し、緊急情報を放送

（４）津波注意報、警報及び津波情報の伝達等系統図



- | | |
|--|---|
| <p>—— 法令(気象業務法等)による通知系統</p> <p>..... 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統</p> <p>—— 地域防災計画、行政協定による伝達系統</p> <p>■ 法令により気象官署から警報事項を受領する機関(警報のみ伝達確認を行う機関)</p> | <p>◎防災情報提供システム</p> <p>○専用電話・FAX</p> <p>△加入電話・FAX</p> <p>☆オンライン</p> <p>□県防災行政無線</p> <p>◇市町防災行政無線</p> |
|--|---|

7 津波避難情報の伝達方法

(1) 津波避難情報の伝達先、伝達方法

津波避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先	伝達方法	伝達担当班
【住民等】 住民	同報無線 市ホームページ 携帯電話メール フェイスブック・LINE テレビ・ラジオ 市広報車 消防車	広報班 建設班 消防団
【自治会等】 自治会長	電話・FAX	総括班 広報班
【防災等関係機関】 静岡県中部地域局 静岡県島田土木事務所 牧之原警察署	電話・FAX 県防災FAX FUJISAN	総括班
【報道機関】 新聞社・テレビ	電話・FAX	広報班
【福祉関係機関】 要援護者関連施設 災害時における応援協定を結ぶ民間社会福祉施設	電話・FAX	福祉班
【市関係機関】 公共施設（避難所）	地域防災無線 電話・FAX	情報班

※ 住民等への連絡において、地域防災無線、電話及び緊急速報メール等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等による伝令及び広報車による呼びかけを行う。

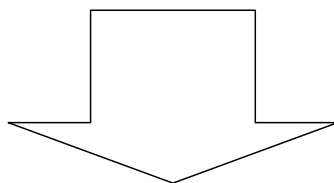
次の伝達手段により伝達し、漏れがないか確認する。

牧之原市災害対策本部

(態勢：事前配備、警戒配備、第一・二・三配備)

手段

- 電話・FAX
(自治会長等へ)
(災害時要援護者関連施設)
- 緊急速報メール (エリアメール)
- 牧之原市情報配信サービス「まきのはら t e a メール」
- 市のホームページへの掲載
- フェイスブック、L I N E
- 広報車での広報
- 同報無線
- 報道機関への情報提供



住民 (市民) ・福祉関係機関

自治会・自主防災組織からの情報
テレビ・ラジオ・携帯電話による情報
まきのはら t e a メール (メールアドレス登録者) からの情報
フェイスブック、L I N E (登録者) からの情報
インターネットによる情報
同報無線からの情報
広報車からの情報

第四章 災害時要救護者への避難支援

大規模な津波が発生した場合、地震発生から津波が到達するまでの限られた時間内に、市職員の体制だけで要救護者を安全に避難させることは困難である。

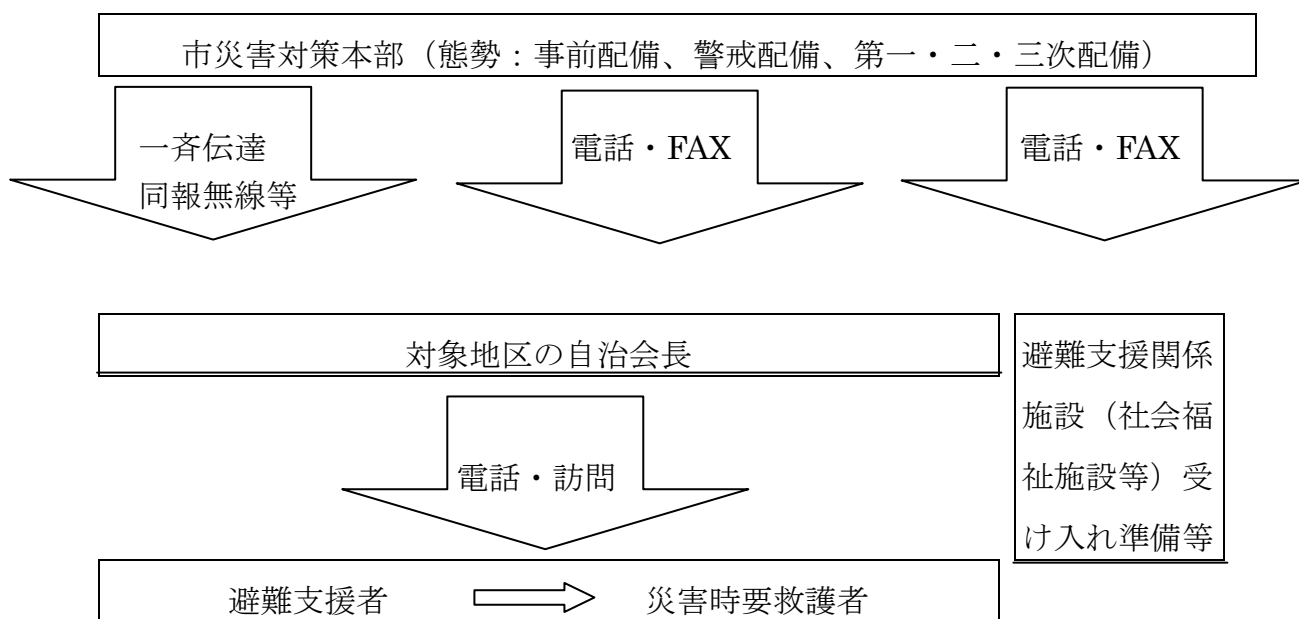
市と自主防災組織が連携し要救護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「牧之原市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時における災害時要救護者のいのちを守る。

* 「災害時要救護者避難支援計画」

市が作成する要救護者に一人ひとりに対応した具体的な避難支援計画のこと。災害時要救護者として登録されているのは、避難時に自力での避難が困難な方で、家庭内に援助できる家族がいない方及び恐れのある方です。これらの方を地域ごとに支援計画に登録し、自主防組織を中心とした地域の皆様が支援していのちを守る計画です。

1 災害時要救護者への伝達方法

地震発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な災害時要救護者に対する伝達方法は、次のとおりとする。



2 災害時要配慮者への援助

市災害対策本部から避難勧告・避難指示が発令されたときは、災害時要救護者の避難場所への介護及び搬送は、本人の親族、登録している支援者、近隣者、本人が属する自主防災会等が担当する。

(1) 津波浸水区域における避難支援

海に面した津波浸水区域を有する自主防災会は、海岸ていせんへ 50cm 津波到達時間が 5 分程度で避難に要する時間がないことから、市から要救護者への避難支援要請を待ってから行動を開始したのでは、自分たちの避難はもとより、要救護者を伴った避難は困難と考えられるため、地震の揺れがおさまるのを待って自主的に要救護者の支援活動を開始するものとする。

なお、本市では徒歩による避難を原則としているため、避難支援者は、要救護者を背負うなどして所定の避難タワー及び避難地等へ避難するものとする。

ただし、避難タワー等での一時避難が困難と考えられる要救護者については、避難支援者が避難対象地域外の福祉避難所へ車で搬送する。

第五章 観光客、海岸利用者等の避難対策

1 観光客、海岸利用者等の避難対策

津波情報発表時には、防災行政無線やサイレン等の様々な手段を活用して、海岸利用者等へ避難や注意を呼びかける。

2 津波注意喚起の方法

市は、津波避難対策として、津波避難場所・津波避難ビル等を記載した津波ハザードマップ等を周知し、観光客等に津波注意喚起を行う。

また、津波注意看板・誘導標識を設置することにより、避難先、津波避難路等を周知し、円滑な避難を促す。

第六章 津波に対する啓発及び訓練の実施

1 防災教育

- ・市民は、災害時においては、「自分の命は自分で守る」という意識のもとの確な判断に基づき行動できるよう、地震や津波の正しい知識や、災害に遭遇したときの対応の仕方など防災知識を身につける。
- ・教育機関や地域は、園児・児童・生徒に対して、学校教育や津波避難訓練等を通じて地震、津波に関する正しい知識や避難の方法等、災害から自らの命を守るための防災教育を推進する。そして、この防災教育を保護者や地域住民に波及させる。
- ・市は、市民が過去の津波被害や地域の災害特性を理解し、必要な備えを行えるように、出前講座の開催や講師の派遣を行う。

2 津波避難訓練の実施

本市では、「総合防災訓練」、「地域防災訓練」及び「津波避難訓練」に分け、年 3 回の訓練を実施する。

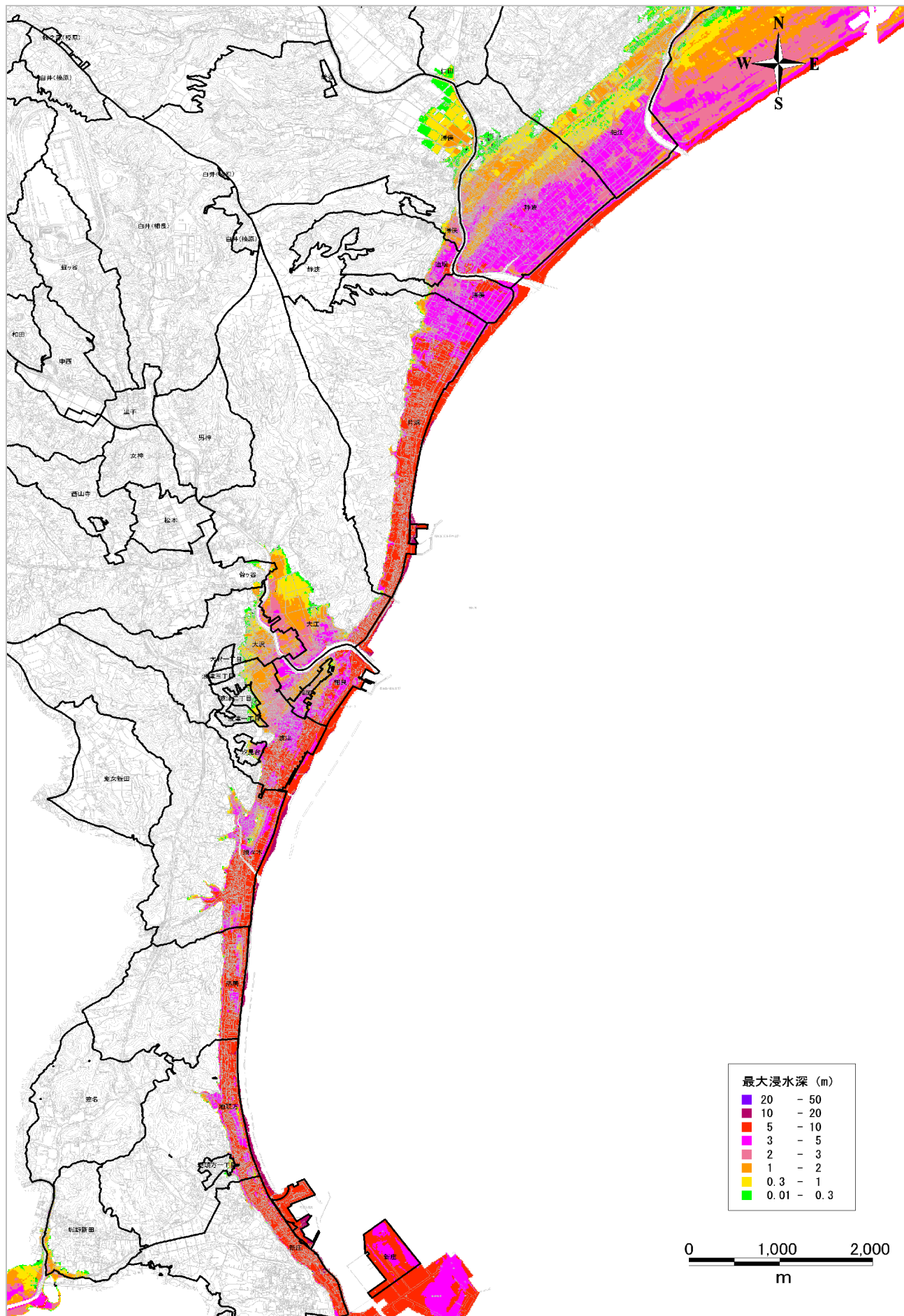
3 津波ハザードマップ及び防災冊子

津波ハザードマップとは、静岡県第4次地震被害想定レベル2（1000年から数千年に一度程度発生）の最大クラスの津波浸水想定区域や牧之原市地域防災計画に基づく、避難所、救護所、防災拠点を記載した図面のことである。防災冊子は、地震災害、風水害及び土砂災害に対して安全な避難方法、身の守り方等を記載している。（平成26年6月作成、令和2年3月更新）

別紙一覽

- 別紙 1 静岡県第4次地震被害想定レベル2 津波想定浸水区域図
- 別紙 2 市指定一時避難施設の整備計画
- 別紙 3 市指定一時避難路・避難地の整備計画
- 別紙 4 最大浸水深と津波到達時間分析結果図

別紙1 静岡県第4次地震被害想定レベル2 津波想定浸水区域図



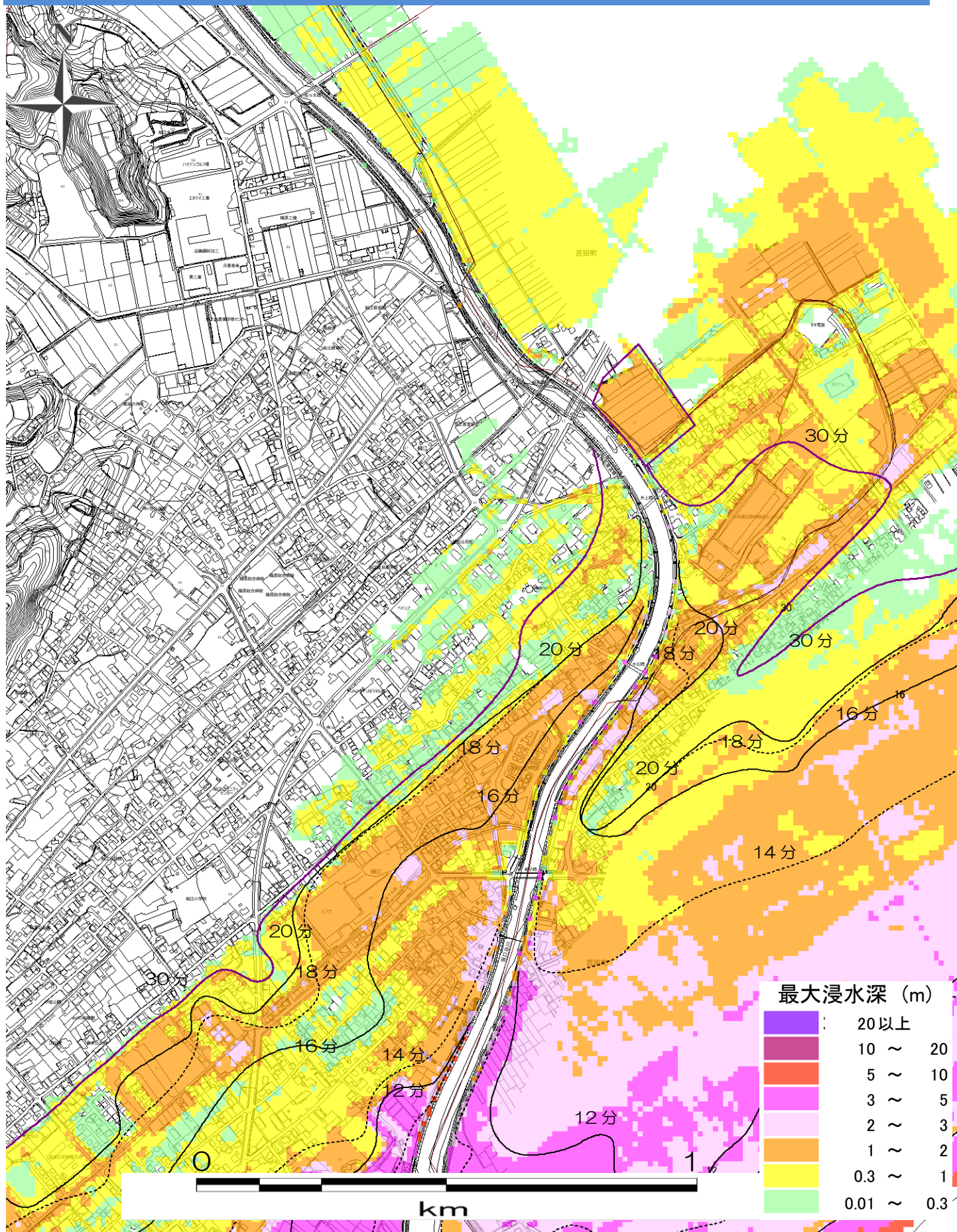
別紙2 市指定一時避難施設の整備計画

地区名	ブロック名	構造	所在地	目標物名称	完成年度
川崎地区	A	タワー	静波 2960-2	静波 10 丁目 公民館東	平成 30 年
	B	タワー	静波 2872-1	旧静波西保育園跡地	平成 27 年
	C	公共施設	静波 1001-1	川崎小学校	既存施設
	D	公共施設	静波 2130-5	静波コミュニティ防災センター	既存施設
	E	タワー	静波 2219-3	静波キャンプグラウンド北側	平成 28 年
	F	タワー	静波 1698-79	市営住宅 東海団地	平成 27 年
	G	タワー	静波 1974-1	榛原交番南側	平成 28 年
	H	タワー	静波 1251-1	慶住寺南側	平成 29 年
細江地区	I	タワー	細江 390-1	東慶林公園	平成 26 年
相良地区	J	いのち山	大沢 180-1	相中サブグラウンド南側	平成 29 年
	K	タワー	福岡 61-1	福岡区公民館北側	平成 28 年
	L	タワー	波津 1310-31	樋尻川南側	平成 28 年
	M	避難ビル	波津 691-2	相良本通り駐車場	平成 27 年
	N	いのち山	相良 265-8	金刀比羅山	平成 28 年

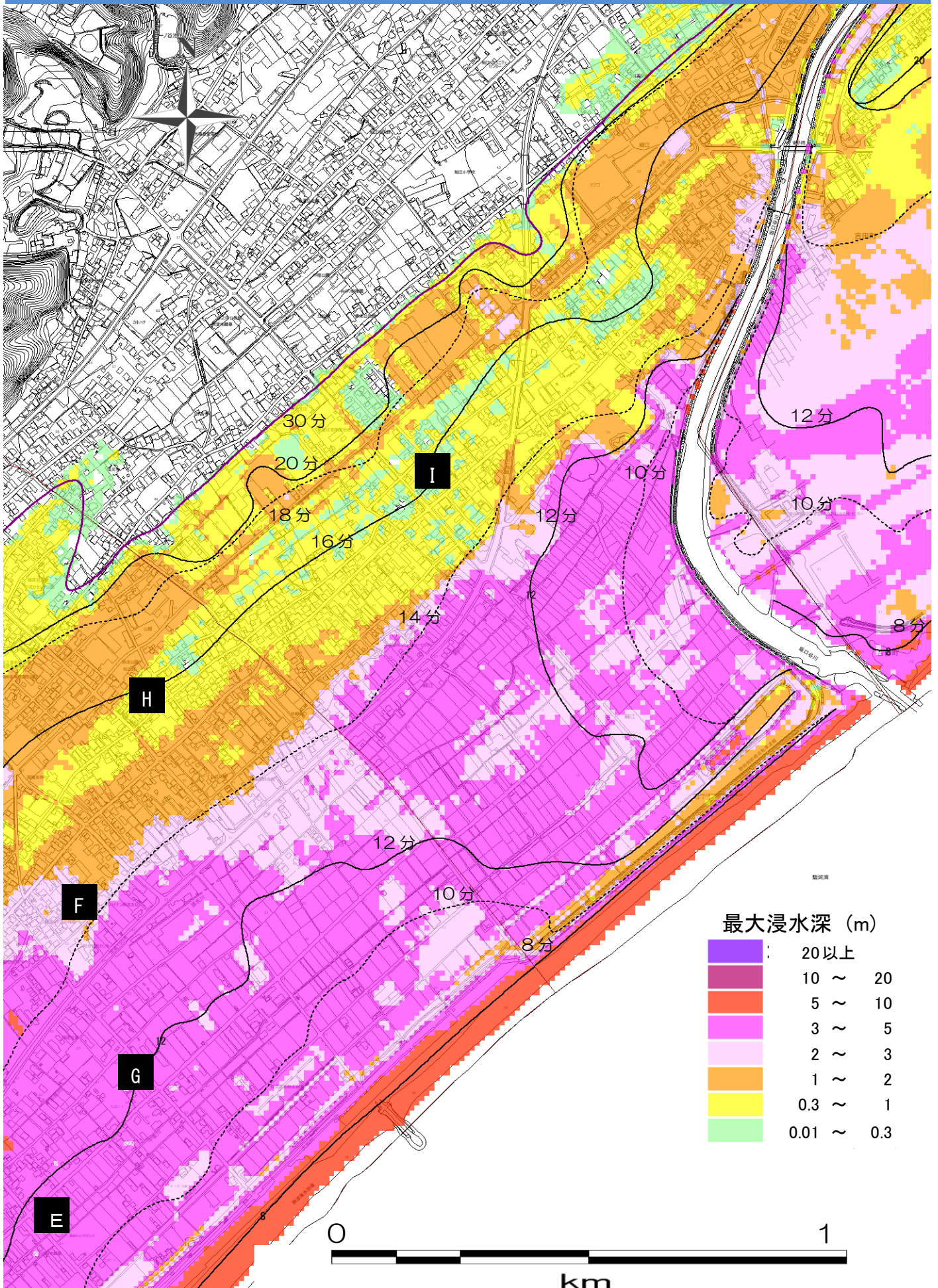
別紙3 市指定一時避難地・避難路の整備計画

地区名	番号	名称	所在地	完成年度
片浜地区	1	片浜6号(木之宮神社)	片浜 1017	平成 27 年
	2	片浜5号(お観音様)	片浜 1229-2	平成 29 年
	3	片浜4号(坂上)	片浜 2496-1	平成 28 年
	4	片浜3号(せど裏山)	片浜 2921-1	平成 29 年
	5	片浜2号(滝乃宮)	片浜 3049-3	平成 28 年
	6	片浜1号(仁藤)	片浜 3355	平成 30 年
相良地区	7	大江2号(谷の道)	大江 659-121	平成 28 年
	8	大江1号(お不動山)	大江 678-7	令和元年
	9	波津2号(秋葉神社)	波津 643-1	平成 28 年
	10	波津1号(晴海台)	須々木 370-1	平成 30 年
	11	須々木4号(善明院)	須々木 1967-5	平成 28 年
	12	須々木2号(マルトウ製茶工場前)	須々木 719-1	平成 30 年
地頭方地区	13	落居3号(カタセ)	落居 160-1	平成 29 年
	14	落居2号(祇園春日神社前)	落居 206-1	平成 28 年
	15	落居1号(中山洋服店山側)	落居 359-6	令和元年
	16	地頭方4号(うおとも裏)	地頭方 1595-5	平成 29 年
	17	地頭方3号(北山・遠州工機裏)	地頭方 1289-6	平成 28 年
	18	地頭方2号(寺坂)	地頭方 1006-2	平成 30 年
	19	地頭方1号(マンション横)	地頭方 1036-1	平成 28 年
	20	遠渡1号(メガネトンネル上)	新庄 2612-4	平成 28 年

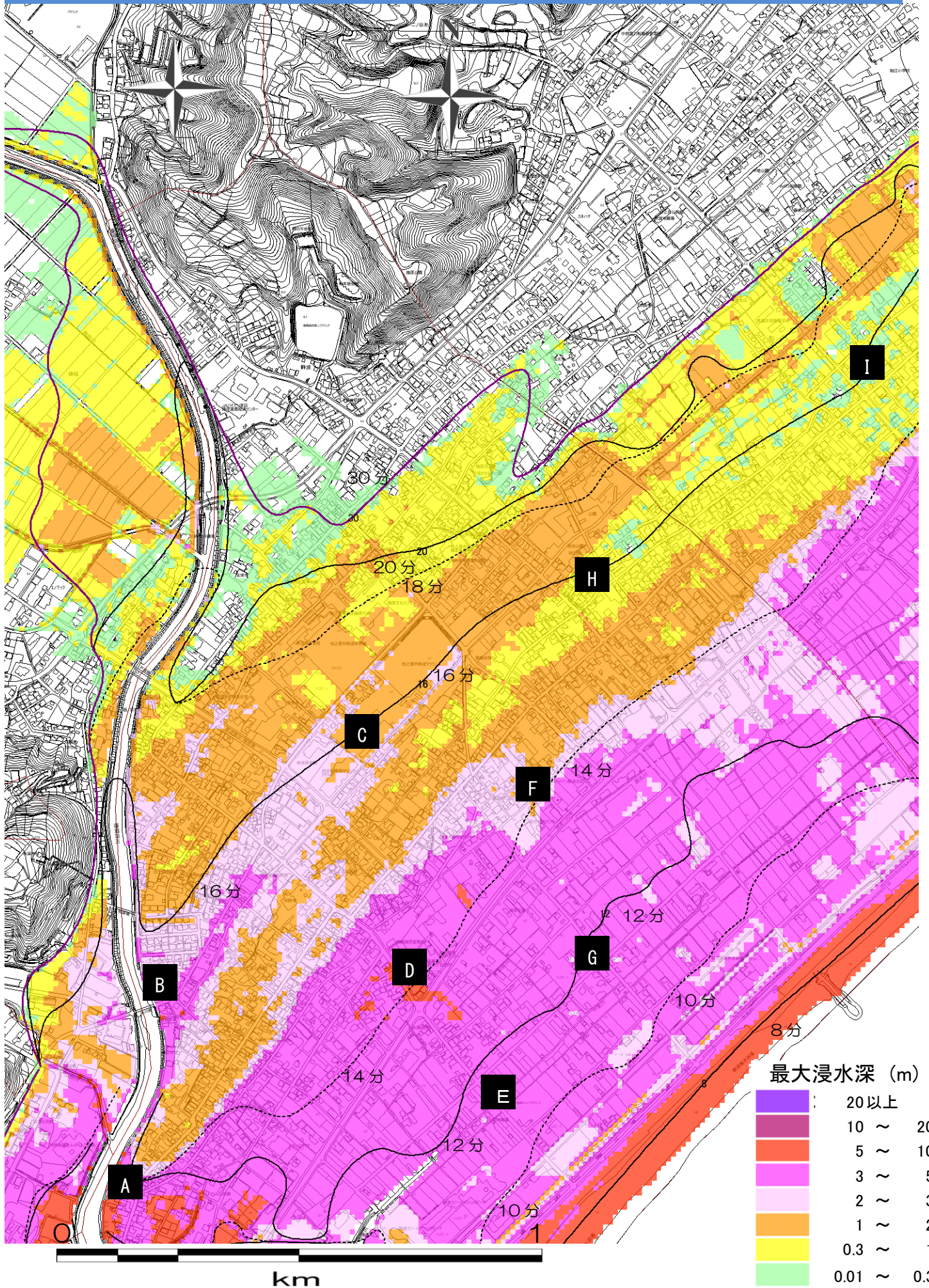
南海トラフ巨大地震被害想定図 細江地区(1)



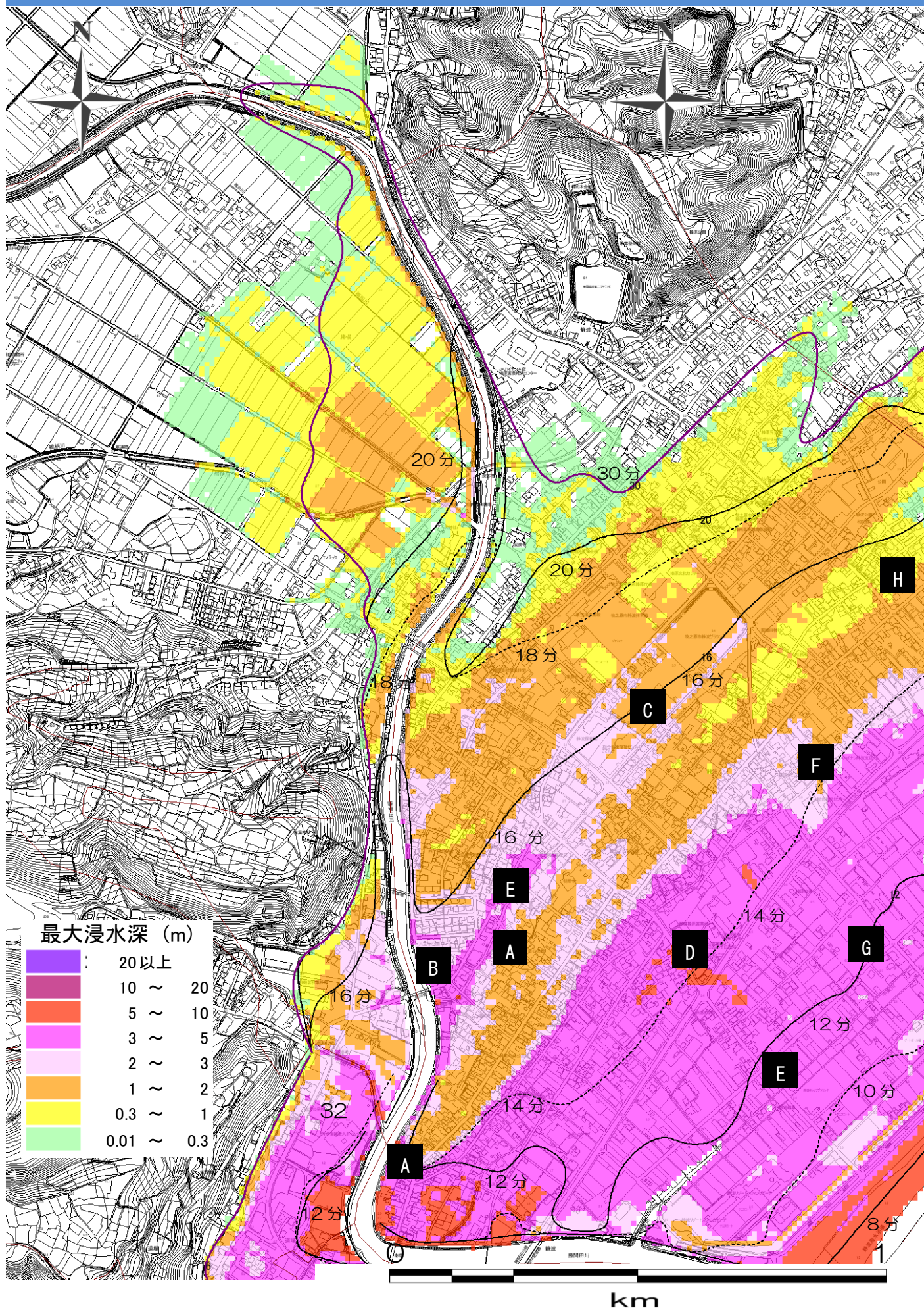
南海トラフ巨大地震被害想定図 細江地区(2)



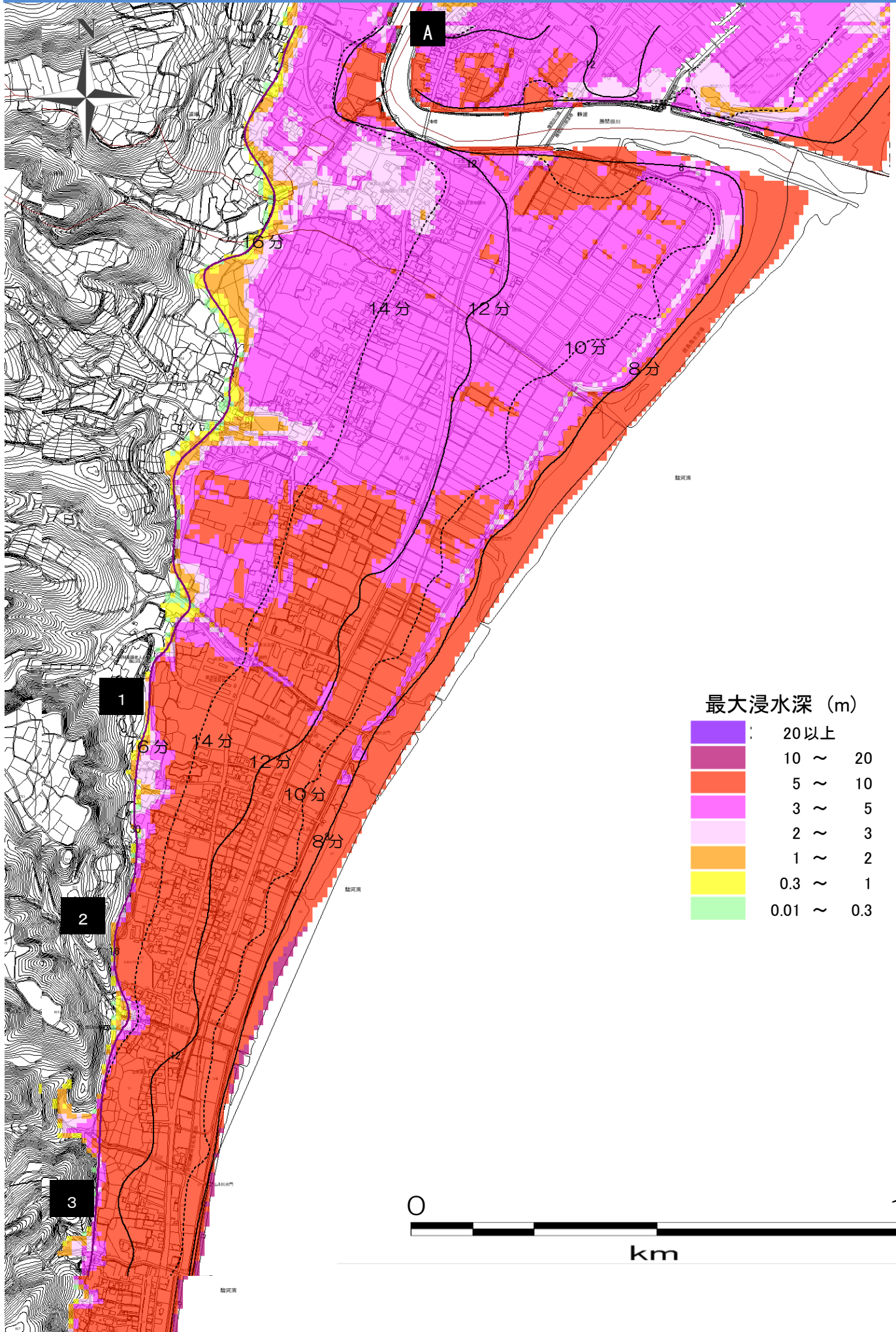
南海トラフ巨大地震被害想定図 川崎地区(1)



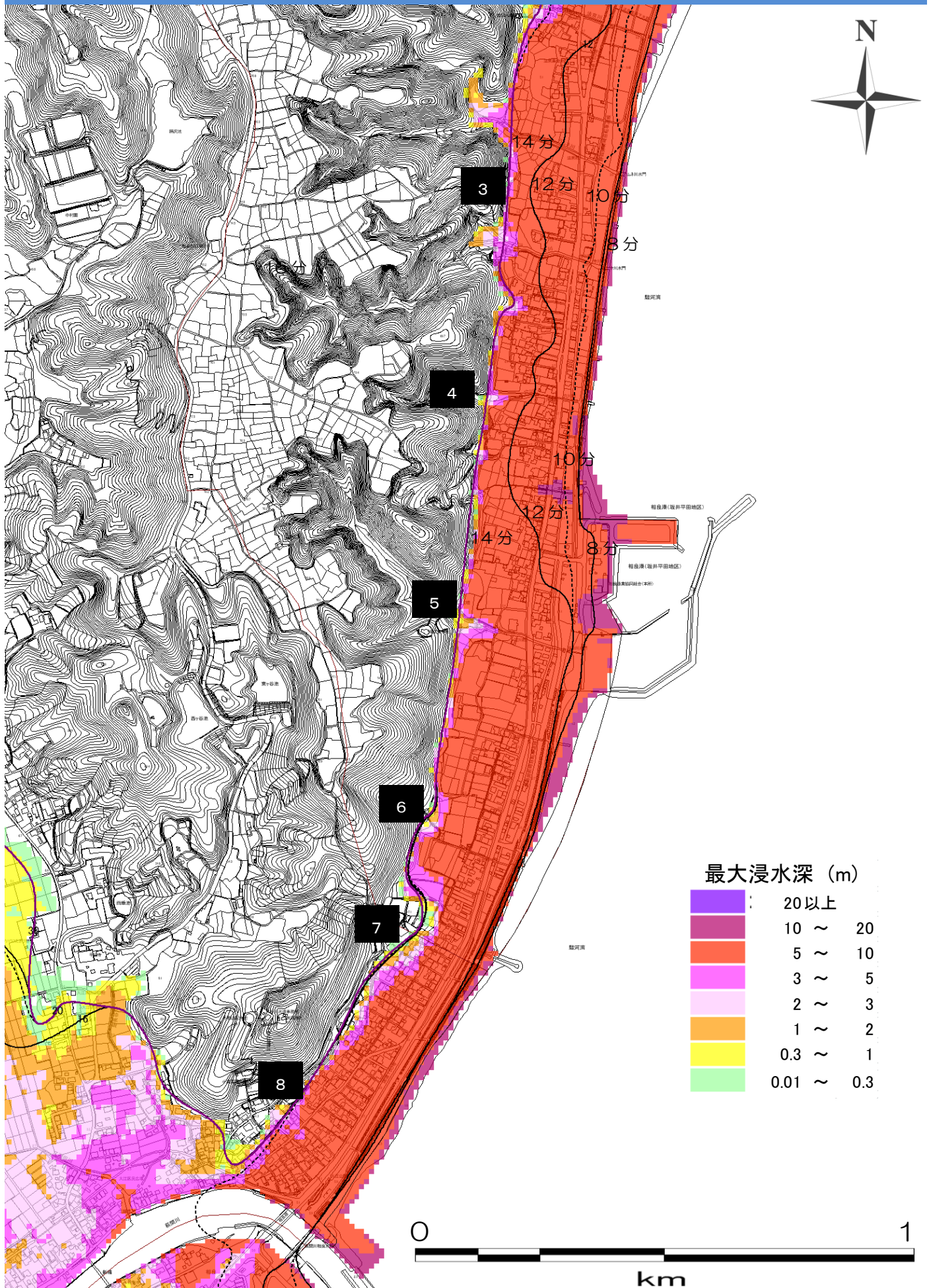
南海トラフ巨大地震被害想定図 川崎地区(2)



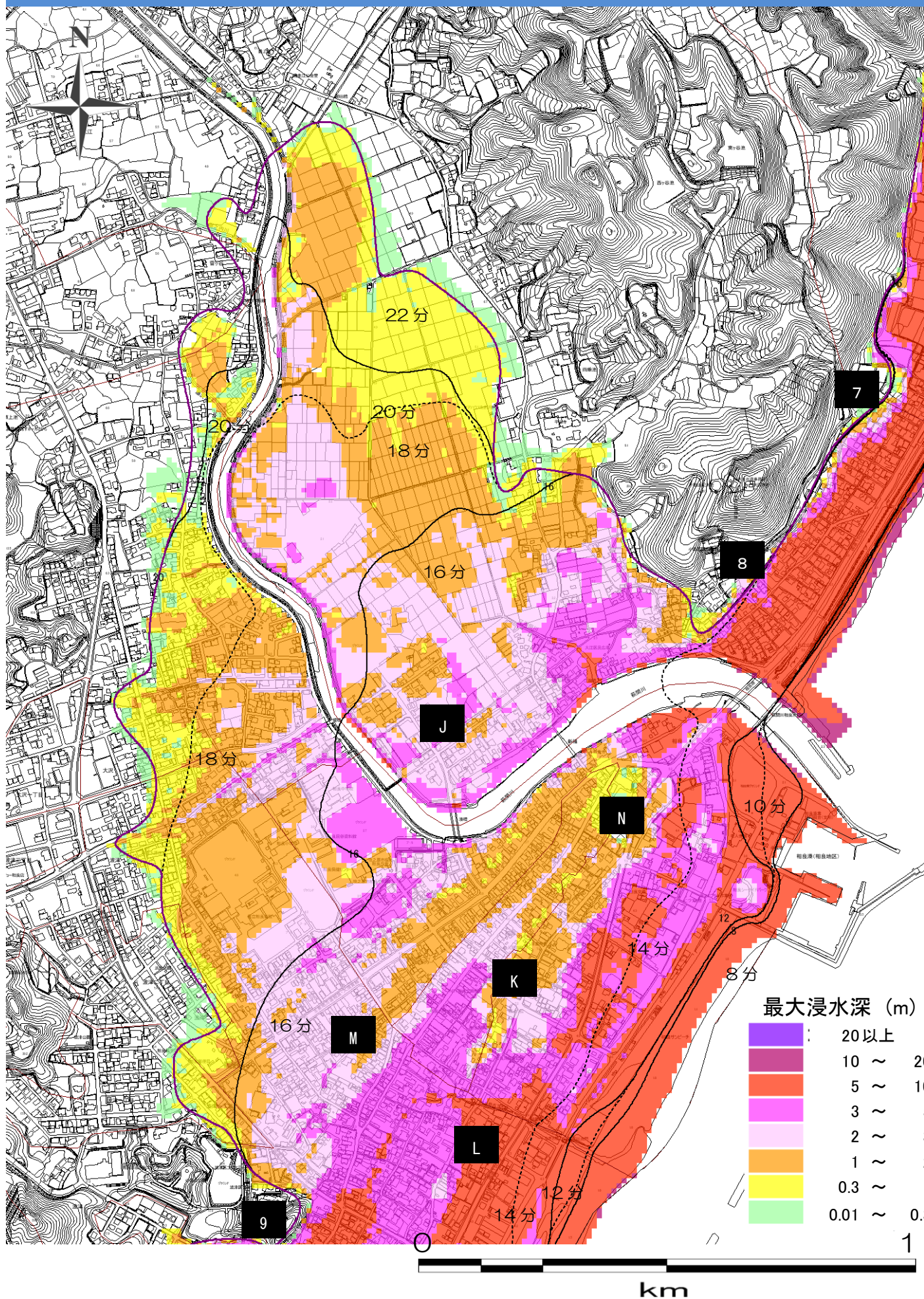
南海トラフ巨大地震被害想定図 片浜地区(1)



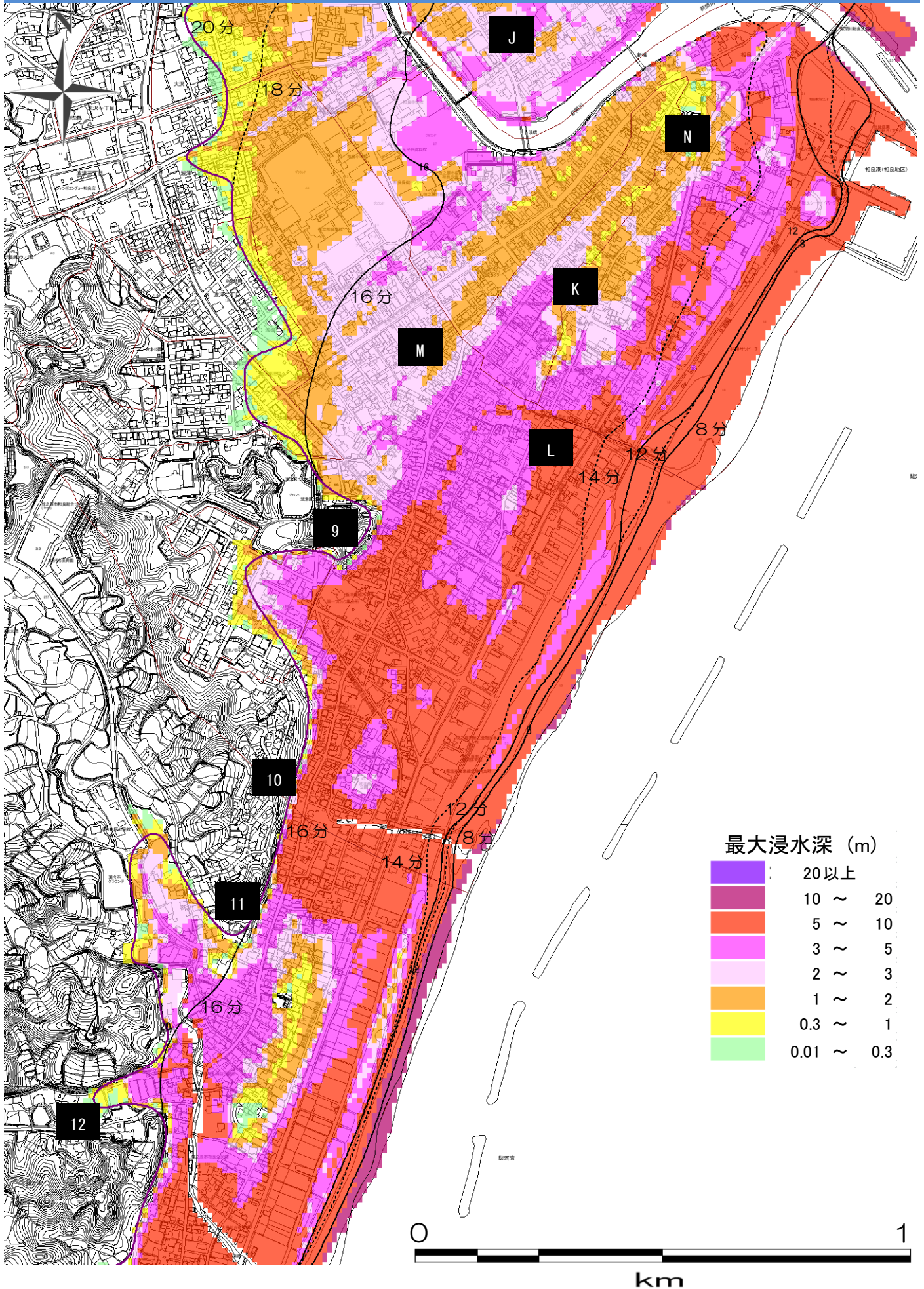
南海トラフ巨大地震被害想定図 片浜地区(2)



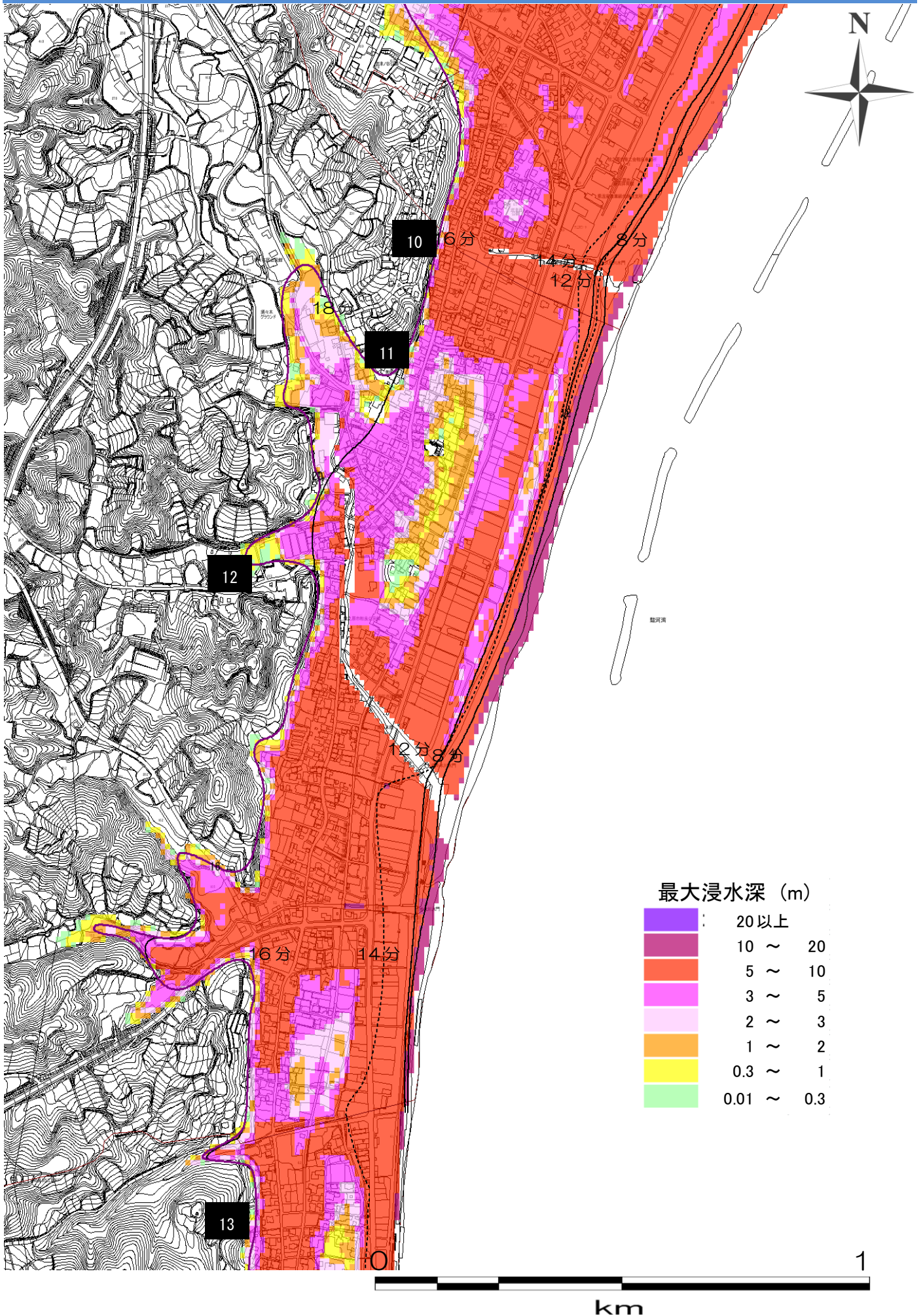
南海トラフ巨大地震被害想定図 相良地区(1)



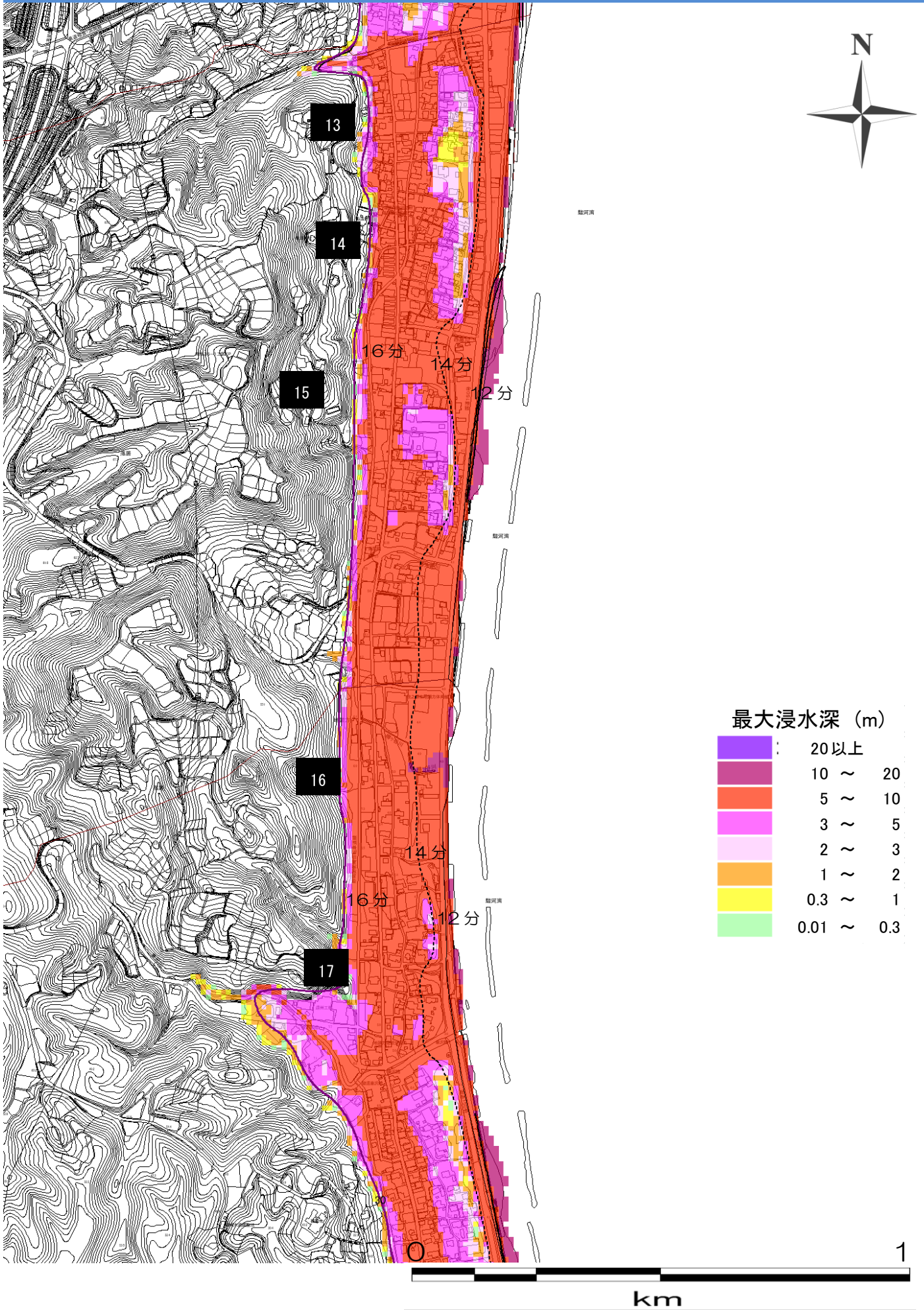
南海トラフ巨大地震被害想定図 相良地区(2)



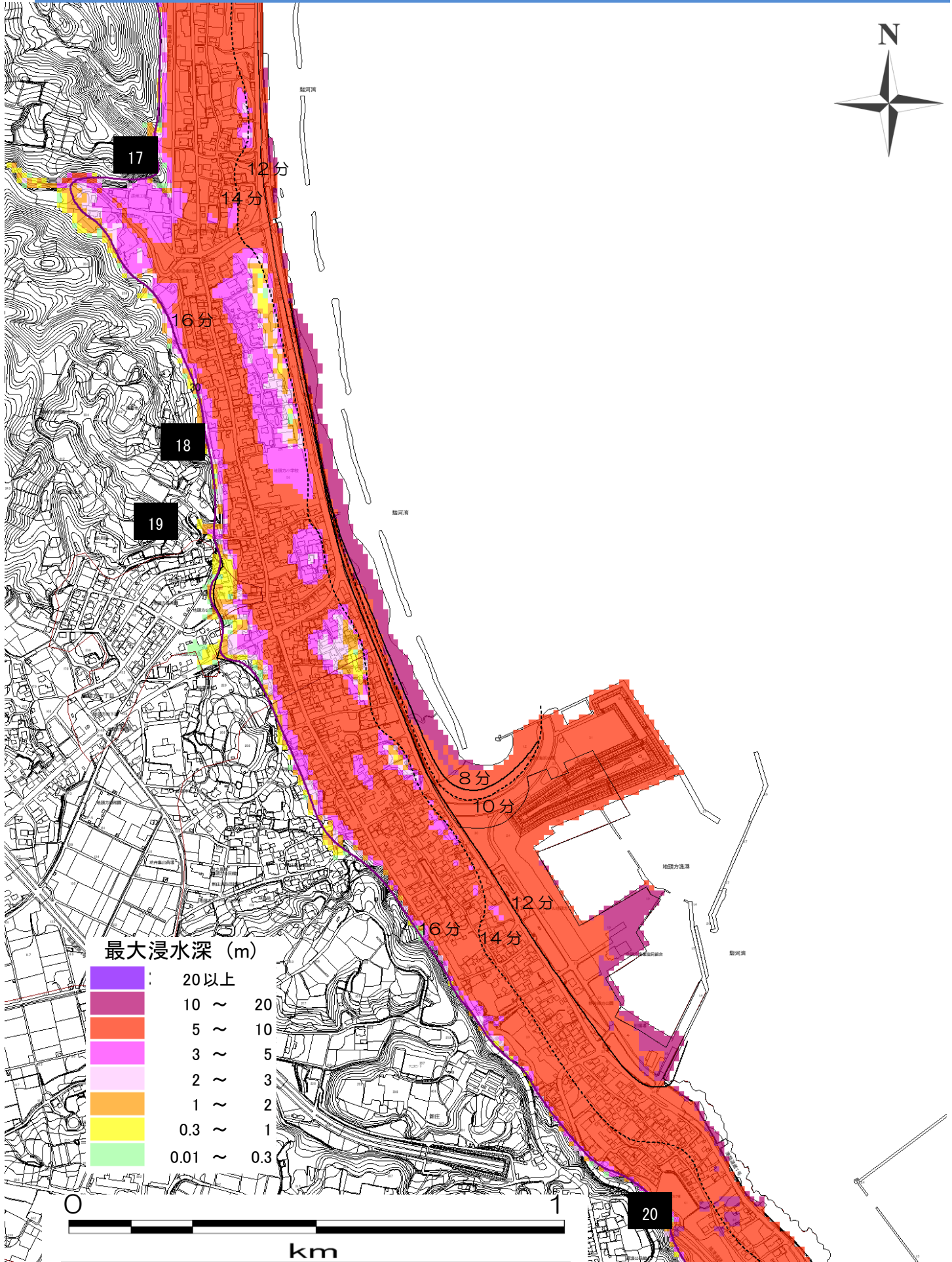
南海トラフ巨大地震被害想定図 相良地区(3)



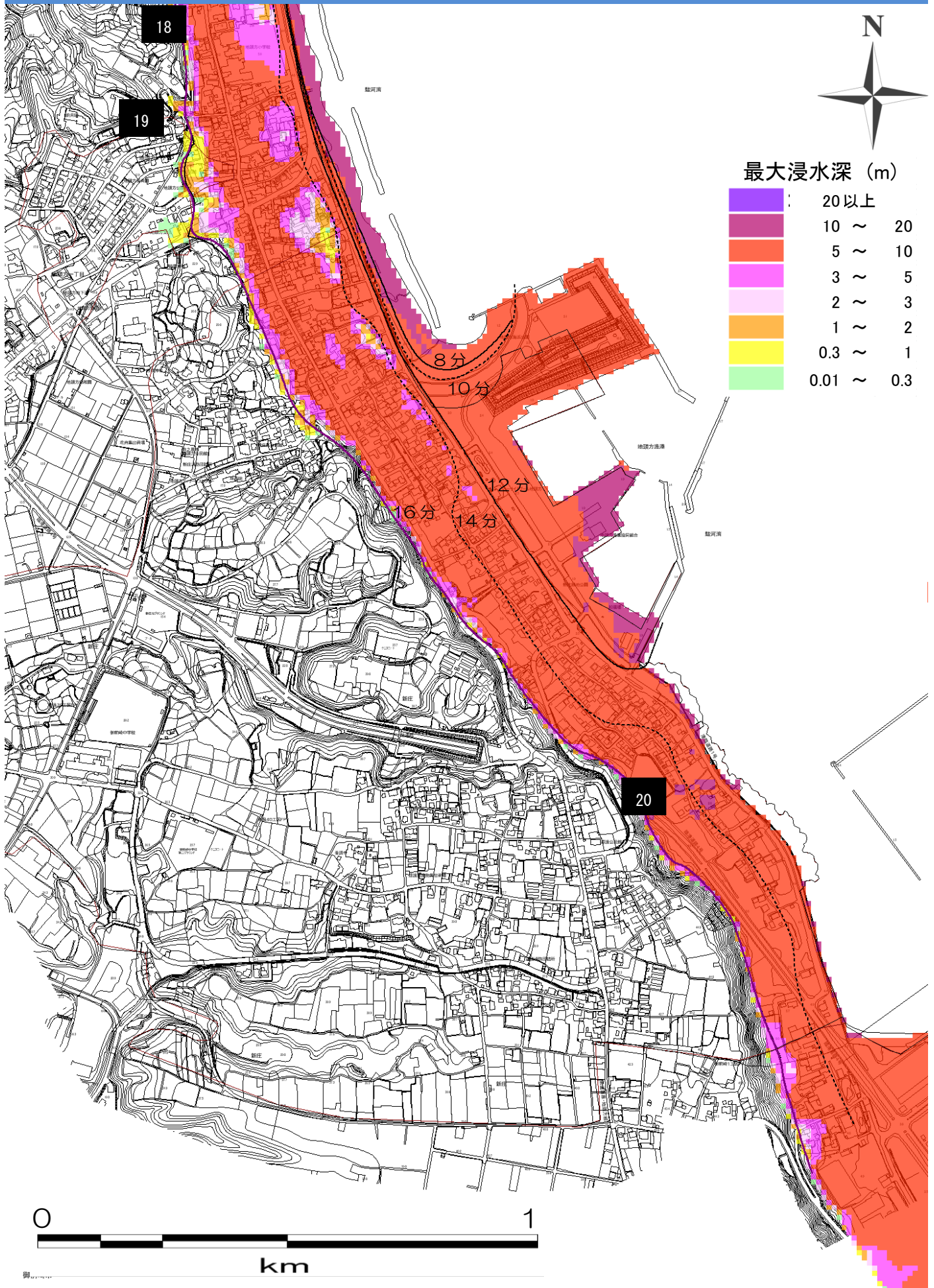
南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(1)



南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(2)



南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(3)



南海トラフ巨大地震被害想定図 地頭方地区(4)

